

新発田市談合情報対応マニュアル

第1 一般原則

1 談合情報の確認及び通報

入札（随意契約による見積合せを含む。以下同じ。）に付そうとする案件又は入札に付した案件について、入札談合に関する情報があった場合には、可能な限り当該情報の提供者の身元、氏名等を確認の上、直ちに新発田市入札・契約制度等審査検討委員会設置要綱（平成29年新発田市告示第110号）に規定する新発田市入札・契約制度等審査検討委員会（以下「委員会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）へ通報しなければならない。情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

なお、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合にも、事務局へ通報するものとする。

2 委員会への報告

事務局は、1により入札談合に関する情報の通報があった場合は、情報の内容を報告書（別記第1号様式）にまとめ、速やかに委員会の招集を委員長へ依頼し、委員会において報告を行うものとする。

なお、事務局において、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合も、当該報道等に基づき報告書（別記第1号様式）をまとめ、委員会において報告を行うものとする。

3 委員会の招集及び審議

委員会は、2により事務局からの報告を受けた場合、当該情報の信憑性及び第2以下の手続によることが適切であるか否かについて審議するものとする。

ただし、委員会を開くいとまがない等の事情があるときは、委員会の長は、委員会の招集に代えて事務局の課長等と協議して、調査の必要性の有無及び談合等の防止のための措置等について決定し、必要な事項を事務局へ指示す

ることができるものとする。

なお、この場合において、委員会の長は指示事項等について委員会に報告するものとする。

4 公正取引委員会への通報

委員会の審議を踏まえて第2以下の手続によることとした情報（以下「対応談合情報」という。）については、手続の各段階において順次かつ速やかに公正取引委員会へ別記第2号様式及び別記第2号様式の2により通報するものとする。

5 入札監視委員会への報告

対応談合情報とその対応については、新発田市入札監視委員会へ適宜報告するものとする。

6 報道機関等との対応

対応談合情報を把握した以降において、報道機関等から発注者としての対応について説明を求められた場合には、窓口を一本化し、第一次的に契約検査課長が対応するものとする。また、対応談合情報については、報道機関等から求められた場合に限り、公正取引委員会へ通報している旨を明らかにするものとする（報道機関等との対応については、公正取引委員会が行う審査の妨げにならないよう留意するものであることから、発注者側より積極的に談合情報を公表するものではない。）。

第2 具体的な対応

談合情報があった場合には、原則として、次の1及び2に従い対応するものとする。

なお、詳細な手続等は、第3に従い行うものとする。

1 入札執行前に対応談合情報を把握した場合

(1) 公正取引委員会への通報

対応談合情報の提供があった旨を直ちに公正取引委員会へ別記第2号様式により通報するものとする。

なお、追加の対応談合情報、入札の取りやめの決定又は入札の無効の決

定等があった場合には、順次かつ速やかに公正取引委員会へ別記第2号様式の2により通報するものとする。

(2) 事情聴取

委員会が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行わなければならない。事情聴取の対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前の日において行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰下げにより入札を延期した上で行うものとする。聴取結果については、別記第3号様式により事情聴取書を作成し、当該事情聴取書の写しを公正取引委員会へ送付するものとする。

(3) 談合の事実があったと認められる場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められる場合には、新発田市契約規則（平成18年新発田市規則第35号。以下「契約規則」という。）第17条を適用し、入札の執行を延期し、又は取りやめるものとする。また、その旨を公正取引委員会へ速やかに通報しなければならない。入札の執行を延期した場合で、内訳書及び入札書が提出されていた場合は、それらを保管するとともに、入札を取りやめた場合、公正取引委員会への通報に合わせてそれらの写しを提出するものとする。さらに、当該入札が建設工事である場合、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条に関する手続について」（平成15年3月10日国地契第94号、国官技第305号、国営計第170号。以下「入札契約適正化法第10条に関する手続通達」という。）の規定に基づき、公正取引委員会へ別記第4号様式により通知しなければならない。

(4) 談合の事実があったと認められない場合の対応

① 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、すべての入札者から誓約書を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を行うものとする。また、誓約書の写しを公正取引委員会へ送付するものとする。

② この場合、すべての入札参加者に対し、第1回の入札に際し内訳書を提出するよう要請しなければならない。

ただし、内訳書の提出を求めることとしていない入札である場合にお

いて、入札日において事情聴取を行うなどあらかじめ内訳書の提出を要請する時間的余裕がないときは、発注の遅れによる影響、内訳書のチェックの必要性等を考慮の上、内訳書のチェックを行わずに入札を執行するか、又は内訳書の提出を要請の上、入札日を延期して入札を執行するかのいずれにより対応するものとする。

③ 入札には、担当者（当該案件の内容を把握している職員をいう。以下同じ。）が立ち会い、内訳書等を入念にチェックしなければならない。

④ 内訳書等のチェックにおいて、談合の事実があったと認められる場合には、(3)により対応するものとする。

⑤ 入札終了後に、入札状況調書の写しを公正取引委員会へ送付するものとする。

(5) 入札参加者が特定できない場合の留意点

入札参加者が入札開始時刻まで把握できない入札方法を採用した場合においては、入札日において入札に参加するために入札会場に集まった者を対象として(2)以下に従い対応するものとする。

2 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後に談合に関する情報があった場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意しつつ、以下の手続によることが適切か否かを第1の3により判断するものとする。

(1) 契約締結以前の場合

① 公正取引委員会への通報

対応談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ別記第2号様式により通報し、併せて入札状況調書の写しを送付するものとする。なお、追加の対応談合情報又は入札の無効の決定等があった場合には順次かつ速やかに公正取引委員会へ別記第2号様式の2により通報するものとする。

② 事情聴取

委員会が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行わなければならない。聴取結果については、別記第3号様式により事情聴取書を作成し、当該事情聴取書の写しを公正取引委員会へ送付するものとする。

③ 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、契約規則第16条第2項を適用し、入札を無効とするものとする。また、その旨を公正取引委員会へ速やかに通報しなければならない。さらに、当該入札が建設工事である場合、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）第10条の規定に基づき、公正取引委員会へ別記第4号様式により通知しなければならない。

④ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員から誓約書を提出させた上、落札者と契約を締結するものとする。また、誓約書の写し及び入札状況調書の写しを公正取引委員会へ送付するものとする。

(2) 契約（仮契約を含む。）締結後の場合

① 公正取引委員会への通報

対応談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ別記第2号様式により通報し、併せて入札状況調書の写しを送付するものとする。なお、追加の対応談合情報等があった場合には順次かつ速やかに公正取引委員会へ別記第2号様式の2により通報するものとする。

② 事情聴取

委員会が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行わなければならない。聴取結果については、別記第3号様式により事情聴取書を作成し、当該事情聴取書の写しを公正取引委員会へ送付するものとする。

③ 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、契約内容の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断しなければならない。また、契約を解除した場合は、その旨を公正取引委員会へ速やかに通報するものとする。さらに、当該入札が建設工事である場合、入札契約適正化法第10条の規定に基づき、公正取引委員会へ別記第4号様式により通知しなければならない。

第2に定める事情聴取等の手続においては、次の1から7までに掲げる事項に留意して行うものとする。

1 報告書

事務局は、入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を別記第1号様式の報告書にまとめるものとする。

2 公正取引委員会への通報等

- (1) 公正取引委員会への通報等は、別記第2号様式及び第2号様式の2により契約検査課長名において行うものとする。
- (2) 公正取引委員会の窓口は、当市を管轄区域とする公正取引委員会事務局審査局管理企画課情報管理室である。
- (3) その後の調査結果に関する公正取引委員会への通報等は、別記第2号様式の2を参考とするものとする。また、事情聴取から入札までの手続等を引き続いて行う場合又は事情聴取した全ての業者が談合の疑いを否定した場合には、これらを入札終了後にまとめて送付することができる。なお、追加の対応談合情報、入札の取りやめの決定又は入札の無効の決定等があった場合は、公正取引委員会への通報に併せて、手続の各段階において、事情聴取書及び内訳書並びに入札書の写し等を送付するものとする。
- (4) 通報等の内容について公正取引委員会から問合せがあることも予想されるため、担当者は提出した資料についての的確な対応ができるよう内容を整理しておかなければならない。
- (5) 公正取引委員会への通報等の後に、公正取引委員会から協力要請があった場合は、事務局を窓口として可能な限り協力するものとする。
- (6) 一度提出した入札書については、返還しない旨を全ての入札参加業者にあらかじめ周知しなければならない。

3 事情聴取の方法等

- (1) 事情聴取は、契約検査課長、担当者その他必要な職員により行うものとする。
- (2) 事情聴取は、事情聴取の対象者全員を集合させた後、1者ずつ会議室等に呼び出し、聞き取りを行うものとする。
- (3) 聴取結果については、別記第3号様式により事情聴取書を作成するも

のとする。

4 誓約書の提出等

- (1) 誓約書については、参考様式1を参考に事情聴取の対象者から自主的に提出させるものとする。
- (2) 「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨」の注意を促す場合は、参考様式2を参考として注意事項を読み上げるものとする。
- (3) 誓約書を提出したにもかかわらず、その後に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条若しくは第8条第1号又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項若しくは第2項違反があったと認められるときは、極めて不誠実な行為と判断して指名停止期間を加重して措置するものとする。

5 内訳書の提出

内訳書の提出に当たっては、入札に際し積算を担当した職員が立ち会い、全入札者が入札書及び内訳書を提出した後に積算を担当した職員が談合の形跡がないかを入念にチェックしなければならない。

なお、事情聴取、内訳書のチェック等を迅速に行う必要がある場合は、事情聴取と内訳書のチェックを並行して実施することができる。

6 報道機関等との対応

報道機関等との対応については、みらい創造課長と連携を図りながら、契約検査課長が対応するものとする。

7 その他

職員が談合があると疑うに足る事実（以下「談合疑義事実」という。）を得た場合にも、第1の1に準じて事務局へ通報するものとする。事務局は、談合疑義事実に係る通報を受けた場合には、談合疑義事実の内容を報告書（別記第1号様式の2）にまとめ、以下、対応談合情報があった場合に準じて対応するものとする。

別記第1号様式

談合情報報告書

年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日 () 時 分
工 事 名	
開 札 日	年 月 日 () 時 分
情 報 提 供 者	・報道機関 ・匿名 ・その他
受 信 者	所属、役職、氏名等
情 報 手 段	・電話 ・FAX ・メール ・書面 ・面接 ・報道
情 報 内 容	
応 答 の 概 要	
当 該 案 件 の 問 合 せ 先	

談合疑義事実報告書

年 月 日

事実を得た日時	年 月 日 () 時 分
工 事 名	
開 札 日	年 月 日 () 時 分
談合があると疑うに 足りる事実を申し出 た職員	所属、役職、氏名等
談合があると疑うに 足りる事実を得た根 拠	
当 該 案 件 の 問 合 せ 先	

第2号様式

番号
日付

公正取引委員会事務総局
審査局管理企画課情報管理室の長様

新発田市契約検査課長

談合情報等に関連する資料の送付について

当市の の入札に係る談合情報等に関連する資料を、別添のとおり送付いたします。

(事項)

- ・ 談合情報報告書 (写し)

又は

- ・ 談合疑義事実報告書 (写し)

第2号様式の2

番号
日付

公正取引委員会事務総局

審査局管理企画課情報管理室の長様

新発田市契約検査課長

談合情報等に関連する資料の送付について

年月日付けで送付いたしました談合情報等について、その後の調査の結果を、別添のとおり追加送付いたします。

(事項)

- 1 事情聴取書 (写し)
 - 2 誓約書 (写し)
 - 3 入札状況調書 (写し)
 - 4 入札に関する連絡 (無効、延期、取りやめ等)
 - 5 その他関連資料
- ※ 該当する資料を添付すること

第3号様式

事 情 聴 取 書

工 事 名
業 者 名
事情聴取の相手方
事 情 聴 取 者
日 時
場 所

質 問	聴 取 内 容

第4号様式

番号
日付

公正取引委員会事務総局

審査局管理企画課情報管理室の長様

新発田市長

公共工事の入札及び契約の適正化の促進
に関する法律第10条の通知について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条に基づき、下記の内容のとおり通知する。

記

- 1 談合情報報告書（写し）
 - 2 事情聴取書（写し）
 - 3 誓約書（写し）
 - 4 工事内訳書
 - 5 入札書
 - 6 入札状況調書（写し）
 - 7 入札に関する連絡（無効、延期、取りやめ等）
 - 8 その他関係資料
 - 9 法第10条に該当すると疑うに足りる事実について
 - 10 本件連絡先
- ※ 該当する資料を添付すること

参考様式 1

誓 約 書

年 月 日

新発田市長 様

会社名

代表者名

担当者名

今般の の競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に抵触する行為を行っていないことを誓約するとともに、今後とも法令を遵守することを誓約します。

また、当該入札に関する談合等の事実が明らかになった場合には、入札を無効又は契約を解除とされても異存ありません。

入札執行に係る注意事項

- 1 本件入札について談合があったとの通報があったが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の関係法令を遵守し、厳正に入札すること。
- 2 入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には、新発田市契約規則第 16 条第 2 項の規定により入札は無効とする。